



金 沢 市 公 報

号外第17号の3

令和5年(2023年)12月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	
●規 則		正する規則	(医療保険課) 2
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則		●告 示	
(文書法制課)	1	○金沢市子育て世帯年度末支援臨時給付金の支給に関する要綱	(子育て支援課) 3
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則			
(地域保健課)	1		

規 則

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第43号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1事務の執行の表第2号の項を次のように改める。

2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃 (1) 規則の制定及び改廃						文書法制課
(2) 訓令又は要綱の制定及び改廃	○ (軽易なもの)					文書法制課

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第44号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の5中

今回申請する受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合(申請中を含む)	有(指定難病の受給者番号)・無	を
------------------------------------	------------------	---

今回申請する受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合（申請中を含む。）		有（指定難病の受給者番号 _____）・無
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適切と考えられる年月日（※5、6）	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】

に、

「 ※4 更新又は変更の方のみ記入してください。 」を

「 ※4 更新又は変更の方のみ記入してください。

※5 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日（ただし、遡り期間は、原則申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は、最長3か月前）の同じ日）まで遡って申請することが可能です。

に

そのため、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適切と考えられる年月日を記載してください。

※6 更新の場合は、原則記入不要です。 」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第45号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

(1) 産前産後期間に係る保険料軽減届出書 第7号様式の5の3

第7号様式の5の2の次に次の1様式を加える。

第7号様式の5の3 (第13条関係)

産前産後期間に係る保険料軽減届出書

(宛先) 金沢市長

金沢市国民健康保険条例第31条の4の規定による国民健康保険料の減額を受けたいので、同条例第32条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

届出年月日	年 月 日		記 号 番 号
世 帯 主	①	フリガナ 氏 名	
	②	生年月日	年 月 日
	③	住 所	
	④	個人番号	
	⑤	電話番号	
出 産 す る 方	世帯主と同じ		
	①	フリガナ 氏 名	
	②	生年月日	年 月 日
	③	住 所	
	④	個人番号	
出 産 予 定 日 又は 出 産 日	年 月 日		
単胎妊娠又は 多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎		

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第309号

金沢市子育て世帯年度末支援臨時給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

金沢市子育て世帯年度末支援臨時給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯に対する臨時給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時給付金 食料品価格等の高騰の影響を大きく受ける子育て世帯に対して、進学、進級等で出費がかさむ年度末の生活支援を行う臨時的措置として本市が支給する令和5年度の給付金をいう。
- (2) 基準日 令和5年12月15日をいう。
- (3) 支給対象者 臨時給付金の支給の対象となる者をいう。
- (4) 一般支給対象者 支給対象者のうち、基準日において、本市が児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(以下「児童手当」という。)の振込時の指定口座又は子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)若しくは高齢者等の医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第4号)による医療費の助成(以下「子育て支援医療費助成等」という。)の振込時の指定口座のいずれかを把握している者をいう。

- (5) 申請支給対象者 支給対象者のうち、一般支給対象者以外の者をいう。
- (6) 児童 平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した者であって、配偶者を有していないものをいう。
- (7) 申請日 申請支給対象者が、臨時給付金の支給の申請を行う日をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、臨時給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）の保護者（親権者、未成年後見人その他の者で対象児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時給付金は、対象児童が施設に入所している場合その他市長が保護者以外の者に支給することが適当と認める場合は、市長が別に定める者に対して支給する。

(対象児童)

第4条 対象児童は、基準日において次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている児童
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていない児童であって、本市の住民基本台帳に記録されている者によって生計が維持される世帯に属するもの
- (3) その他これらに類する児童として市長が別に定めるもの

第5条 前条の規定にかかわらず、基準日から令和6年2月29日までの間において、世帯に児童の出生、転入その他臨時給付金の支給の対象とすることが適当と認める事由が生じた場合であって、申請日において当該児童が同条各号に該当する児童であると認められるときは、当該児童を対象児童とする。

- 2 前項に規定する場合においては、一般支給対象者であっても、申請支給対象者の例により、申請を要するものとする。

(支給額)

第6条 臨時給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第7条 市長は、一般支給対象者に対し、臨時給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、臨時給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、第2条第4号に規定する指定口座に振り込む方式により臨時給付金を支給する。

(申請支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 申請支給対象者に対する臨時給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 申請支給対象者に対する臨時給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年3月31日とする。

(申請支給対象者による申請)

第9条 臨時給付金の支給を受けようとする申請支給対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）に市長が別に定める本人であることの確認ができる書類等を添えて申請を行うものとする。

(代理による申請)

第10条 代理人（前条の規定による臨時給付金の支給の申請を代理する者をいう。）は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請者に対する支給の決定及び支給)

第11条 市長は、第9条の規定による臨時給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時給付金の支給を決定し、当該申請者に対し、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式により臨時給付金を支給する。

(臨時給付金の支給に関する周知)

第12条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 第8条第2項の期限までに臨時給付金の申請を行わない申請支給対象者は、臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第7条第3項の規定により臨時給付金の支給の決定を行った後、臨時給付金の支給の手続を行ったにもか

かわらず、口座の解約、変更等により令和6年4月30日までに口座への振り込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

- 3 市長が第11条の規定により臨時給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、臨時給付金の支給を受けた後に当該臨時給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 臨時給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和5年(2023年)12月18日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄